

## 第1 目的

この事業は、サービス付き高齢者向け住宅その他知事が定める事業所（以下「サービス付き高齢者向け住宅等」と言う。）を拠点としたICTを活用した地域の見守り体制を構築することで、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的とする。

## 第2 実施主体

事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）およびサービス付き高齢者向け住宅等とする。ただし、都は事業の実施に当たり、その一部を、事業を効果的かつ円滑に実施することができる者に委託することができるものとする。

## 第3 事業内容

都は、第1の目的を達成するために、次に掲げる内容の事業を実施する。

### 1 サービス付き高齢者向け住宅等におけるICT機器の導入および地域見守り体制の構築支援

#### (1) 対象事業所の選定

都内に所在するサービス付き高齢者向け住宅等を対象に、別に定めるところによる審査の上、ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業対象事業所を選定する。

#### (2) ICT機器導入および地域見守り体制構築のための補助

ICT機器の導入のために必要な費用および(1)で選定された事業所がICT機器を活用して行う地域見守り体制の構築に必要な費用を、別に定めるところにより予算の範囲内で補助する。

### 2 その他、本事業の目的達成のために資すること。

## 第4 守秘義務

本事業に携わる関係者は、その業務によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、保有する個人情報の適正管理に努める義務を負うものとする。

## 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、ICTを活用した地域包括ケアシステムの構築モデル事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。